

公 告

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和7年3月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務

(2) 業務の内容

航空レーザ計測及び森林資源解析

(3) 仕様等

令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務に係る提案競技要求仕様書及び詳細仕様書による。

(4) 契約期間

契約の日から令和8年3月27日まで

(5) 提案価格の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

金60,000,000円以内

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ (2)の共同企業体の構成員でないこと。

ク 過去10年以内（平成27年4月から提案書提出期限の前日まで）に国、都道府県又は市町村いずれかにおける航空レーザ計測及び森林資源解析が含まれた業務（以下、「同種業務」という。）を受注し、完了した実績があること。

ケ 配置予定の管理技術者は、技術士法に基づく技術士（森林部門）の資格及び同種業務の実務経験を有していること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の契約不適合責任
- (ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和7年3月28日(金)から4月2日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県 農林水産部 森林整備課

(2) 守秘義務の遵守に関する誓約書

提案競技に必要な県の各種資料を閲覧及び受領するには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。なお、誓約書様式は、島根県ホームページからも提供する。

(3) 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

4 提出書類

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げるアからシまでの書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

ウ 直近の財務諸表 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

エ 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

カ 協定書 1部(任意様式、共同企業体の場合のみ)

キ 業務実績書 1部

ク 配置予定技術者届 1部

ケ 提案書表紙 1部

- コ 詳細仕様書兼チェックリスト 1部
- サ 提案書 5部
- シ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参（土、日曜及び休日を除く午前9時から午後5時まで）による。

イ 提出期限

4の(1)のアからシまでの書類について、令和7年4月10日（木）午後3時まで提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日の正午までに必着のこと。

ウ 提出先

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県 農林水産部 森林整備課

電話（直通） 0852-22-5178

F A X 0852-22-6549

電子メール shinrin-keikaku@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問及び回答について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、4の(3)のウに同じ。
- (3) 提出期限は、令和7年4月2日（水）午後1時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年4月4日（金）までに提案競技説明資料の受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格者確認審査結果の通知

申込者に対し、令和7年4月11日（金）付けで、郵送または電子メールにて通知する。

7 選定方法

(1) 審査委員会及び評価項目

ア 別に設置する「令和7年度島根県森林航空レーザ計測及び森林資源解析業務提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、業務受託者の選定を行う。

イ 審査要綱については、別途定める。

ウ 評価については、以下の視点で評価採点し、最も高い評価を得た1者を本業務の契約候補者として特定する。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
企業評価	保有資格等	本業務に必要な専門分野の資格を有しているか	35
	業務実績	本業務の同種実績があるか	
	地域精通度	県内に契約事業所等を有しているか、本業務の同種実績が県内であるか	
配置予定技術者の実績	業務実績	本業務の同種実績があるか	30
	地域精通度	本業務の同種実績が県内であるか	
詳細仕様書	仕様対応	要求する仕様に対応する提案であるか	40
提案書	航空レーザ計測	要求する仕様以上の提案があるか	65

	森林地形解析	要求する仕様以上の提案があるか	
	森林資源解析	要求する仕様以上の提案があるか、精度が詳細に説明されているか	
	その他追加提案	県・市町村・林業事業者それぞれの活用について考慮した内容となっているか	
合計			170

(2) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(3) 審査経過については公表しない。

また、選定の結果に対するの異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び島根県会計規則運用通知第66条関係1の(2)のエにより随意契約とする。なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(3)のウに同じ。